

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

香川県知事 浜 恵 造

香川県規則第52号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定電気機器) 第66条 略 (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。） <u>第18条第2号</u> に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。） (2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令 <u>第18条第3号</u> に規定する蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下この号において「判断基準」という。）に規定する電球型蛍光ランプ並びに判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のもの及び卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。） (3) テレビジョン受信機（省エネ法施行令 <u>第18条第4号</u> に規定するテレビジョン受信機をいう。以下同じ。） (4) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令 <u>第18条第10号</u> に規定する電気冷蔵庫をいう。以下同じ。） (5) 電気冷凍庫（省エネ法施行令 <u>第18条第11号</u> に規定する電気冷凍庫をいう。以下同じ。） (6) 電気便座（省エネ法施行令 <u>第18条第16号</u> に規定する電気便座をいう。以下同じ。） (省エネルギー性能の表示等) 第67条 略	(特定電気機器) 第66条 条例第97条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。 (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。） <u>第21条第2号</u> に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。） (2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令 <u>第21条第3号</u> に規定する蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下この号において「判断基準」という。）に規定する電球型蛍光ランプ並びに判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のもの及び卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。） (3) テレビジョン受信機（省エネ法施行令 <u>第21条第4号</u> に規定するテレビジョン受信機をいう。以下同じ。） (4) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令 <u>第21条第10号</u> に規定する電気冷蔵庫をいう。以下同じ。） (5) 電気冷凍庫（省エネ法施行令 <u>第21条第11号</u> に規定する電気冷凍庫をいう。以下同じ。） (6) 電気便座（省エネ法施行令 <u>第21条第16号</u> に規定する電気便座をいう。以下同じ。） (省エネルギー性能の表示等) 第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 略

ア～ウ 略

エ エネルギー消費機器等製造事業者等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等をいう。以下同じ。）の名称

オ・カ 略

(2)～(6) 略

(1) エアコンディショナー

ア～ウ 略

エ エネルギー消費機器等製造事業者等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第77条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等をいう。以下同じ。）の名称

オ・カ 略

(2)～(6) 略

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。